

4A16
YTH0002

表

講座名

令和2年民法

年 月 日

席 数

試験科目・回

試験地・クラス

受験番号

フリガナ

氏名

第1 設問1

請求は2012年7月

1. BはCに対して、代金減額請求(民法(以下民法)513条3項、513条1項)を行使し、損害賠償請求権(415条1項)を行使し、これら500万円と相殺する(419条1項)とした。BはCが支払った代金(以下Cの支払)が民法513条3項に該当するかどうかを検討した。

2 代金減額請求

不安定

(1) 附帯、BはCの建物内で4エロを練習する予定であったため、AB間の契約

はBがCの建物に侵入し、Cの建物に損害を与えた。AはBに対して、損害賠償請求

をした。BはCの建物に侵入し、Cの建物に損害を与えた。AはBに対して、損害賠償請求

をした。BはCの建物に侵入し、Cの建物に損害を与えた。AはBに対して、損害賠償請求

をした。BはCの建物に侵入し、Cの建物に損害を与えた。AはBに対して、損害賠償請求

をした。BはCの建物に侵入し、Cの建物に損害を与えた。AはBに対して、損害賠償請求

をした。BはCの建物に侵入し、Cの建物に損害を与えた。AはBに対して、損害賠償請求

をした。BはCの建物に侵入し、Cの建物に損害を与えた。AはBに対して、損害賠償請求

をした。BはCの建物に侵入し、Cの建物に損害を与えた。AはBに対して、損害賠償請求

をした。BはCの建物に侵入し、Cの建物に損害を与えた。AはBに対して、損害賠償請求

をした。BはCの建物に侵入し、Cの建物に損害を与えた。AはBに対して、損害賠償請求

をした。BはCの建物に侵入し、Cの建物に損害を与えた。AはBに対して、損害賠償請求

をした。BはCの建物に侵入し、Cの建物に損害を与えた。AはBに対して、損害賠償請求

をした。BはCの建物に侵入し、Cの建物に損害を与えた。AはBに対して、損害賠償請求

をした。BはCの建物に侵入し、Cの建物に損害を与えた。AはBに対して、損害賠償請求

をした。BはCの建物に侵入し、Cの建物に損害を与えた。AはBに対して、損害賠償請求

をした。BはCの建物に侵入し、Cの建物に損害を与えた。AはBに対して、損害賠償請求

伊藤 聡

CamScannerでスキャン

CamScannerでスキャン

評価はハナワ思ふ good 27.
 やや抽象的 27 の 2. 判例に 0 と 参考に
 見解的に 吾々も 81 good 27

② 正負の値は、右の点に一致。

そうだとすると、同条の「自由」は、抗弁発生^事の確と^る自由を含むと解する。

よって、代金減額請求の基礎となる、この建物が防火性を備えていることが、~~この~~ ことにより、認められる。したがって、請求は認められる。

(7) V は $\mathbb{R}$ の 3 次元ベクトル空間 V 上の 3×3 行列 A を考える。

3 損害賠償請求と自殺

11. 即ち、Bは附帯性で備入した建築物の契約の内容として2にもかかっている。

Aが3分30秒をかけた建築物は、これを備えることが必要であるが、使用の本質に於いて、最良を以てすることが必要。

1.2に、Aの上記不履行により、Bは乙建物に附属仕様に変更せざる
を余らなくとなり、乙の工事にかかる費用が損害であり、損害額である。

また、上記不履行が「契約その他債務の不履行原因及び再入上の社会
念に照らして債務者の責めに帰するところ」が「主たる事由」なるもの、である。

この事情を存しては。

工 第2 B12 損害賠償請求権取得可。

(2) Bはかかる損害賠償請求権の5000万円を木目材に^{てまうたすにやするよりか。}換えて^{はじめてまうか。}した。

① 上述のとおり、建築物が防音性を備えているから、たゞという事情は、Bが

Aが3月15日通知より前に生いたは損害賠償請求権の発生とす

体 K が A の B は C に A に対して $\#$ 相対 Σ により A に対して

これが"2"主子。

(3) 上の引上に於て、 $\frac{1}{n}$ の値を

伊 陳 塾

取付く^二たい^一_ニて^三た^四所^五に^六通行^七する^八か^九う^十の^{十一}ち^{十二}え^{十三}。
よ^{十四}こ^{十五}は^{十六}解^{十七}除^{十八}する^{十九}が^{二十}じ^{二十一}き^{二十二}。

よ、これは「解り易い」に「か」が「い」になる。

13) 1.人上 $n=2$ = かんがみ, Bは ~~1.人上~~ 丙に欠けた 通役地役権を有する
 かん。但Bに丙土地を通役工場の使用を許していることが認められるが、
 この3ヶ条を採るにせよ、Dは②契約を解除するにかなう。

$$\frac{1}{x^3} \cdot \frac{1}{x^2} = \frac{1}{x^5}$$

1. 幸井、Bは令和5年9月10日にEから土地で200㎡同じ奥の72番地を返す様にと線画をしてため、Fは有権移転登記の申請をEがよこしたが、いまだ。

2. 二枚は矢張りGとは、FはE ~~から~~へ貝才産管理を早急上行、2いたたいたと2利。

たため、③の^{買付}権利は無相対権利(113条)に反する。そうだとすれば、②で、

ため、③ ~~素数~~ 素数に無相対理 (11) 系 (2) に α した。そうだとすれば α として、

已知 $2x^2 + 3x + 1 = 0$ 的根为 x_1, x_2 ，求 $x_1^2 + x_2^2$ 的值。

こどもびんをいれ、そうた"どすおれ"製粉の9効果はEに"17層した、い、い、い"

要は、~~我~~に於ける反論を予へ考へる也。

3. (1) $\alpha = \frac{1}{2} \pi$ かつ β は、素数 (4 行 (11) 条) を再反悔の α が考えられる。

この行為が「旧約聖書」(761条)に基いた、この効果がEに「終局」の「再発」の
ことか考えられる。

ア = 入点に於いて、同条が天好生が台座材料の便宜のため、天好は日幸家尋行の
に於て他配付理の極限がそのことを見えいゝ。

また、日常家事行為として、個人生活に必要で日常生活管理上必要で、通常必要と認められる行為を指し、客観的にその行為の種類、性質等を考慮して判断される。

考虑(2)判断工本子。

伊 康 熟

1
2
3
4
イ 本件において、契約③は「土地を2000万円」という多額の金額でBに
売却する」というものであったが、2000万円という多額の金銭を貸与する行為は日常
生活の範囲上において通常必要なる法外行為とはいえない。

5
6
7
う よって、Fの行為は日常家事行為に当たらず、上記再反論は認められない。
(2) 次に、日常家事代理権を基本代理権とする、表見代理(110条)
が成立したか否かEに「争う」という再反論をすることが考えられる。

8
9
ア 二点について、取引安全の観点から、法外代理権も同条の基本代
理権として扱うべきである。

10
11
イ 本件において、日常家事代理権を基本代理権とする、表見代理の成立を認め
ることは夫婦の財産の保護を損なう恐れがある。

12
13
14
15
エ 二点、夫婦別産制(762条)と取引安全の両者の観点から
この行為が夫婦の日常家事に属する法外行為の範囲内には属しないと
し、正当な理由が認められる(110条を類推適用)、取引の相手方
は保護されなければならない。

16
17
18
19
20
イ 本件において、たしかに、FはBの「金銭的扶養」即ち金銭貸与の証明書を
Bに示しているが、これはFがBから代理権授与された事実を推認する
もので、Fの行為がEとFの日常家事行為性を推認するものではない。
よって、BはFの行為がEとFの日常家事行為性に該当するか否か
に右推認すべきではないと主張している。

21
22
エ 二点、BはFの行為がEとFの日常家事に属する法外行為の
範囲内には属しないと主張しているが、正当な理由があるとはいえない。

う よって、Bは110条を類推適用することはできず、上記再反論も認められない。

伊藤塾

(3) さらにBに42. ~~その上~~ ~~115条1項1号に違反する~~ Gに無権限代理行為の上で

(116条)を求め、Gは116条1項1号(1)条^{2項}を以て拒絶^拒を主張し、再反論が考えられる。

GはEを単独相続人として、本人の立場において拒絶を主張しても認められ
ないことが認められる。

ア 二点、相手方に取消権(115条1項無権限代理人の責任追及の117条)の

余地を主張し、かつEが^{2項}から、相続人として、本人と無権限代理人~~と~~地位

(共同相続人)併存することを主張する。

したがって、無権限代理人は本人の地位で拒絶を主張しても認められ。

しかし、無権限代理人の拒絶は、無権限代理行為と矛盾し、116条1項

2項を以て主張する。

系争の地位は、Gが無権限代理人として、
本人に委任した地位にあり、
この地位で、Gは本人の地位を有するが、

イ 本人に対して、Gは本人と無権限代理人と^{2項}の地位を有するが、

イ よって、本人と無権限代理人と^{2項}の地位を有するGは拒絶を主張し、

37条上2項再反論は認められる。

4 上記より、37条再反論が認められ、37条上2項請求は認められる。

上へ上

。 設問3の2. 1つは、^{2項}の地位を有するが、

121条1項1号(1)条^{2項}を以て拒絶を主張し、再反論が考えられる。

。 法的思考を示すというよりは、せいぜい三段論法で示す

2つを以て示す。 (ただし、メインは設問3の2)

42 43 44 設問3の2. 1つは、^{2項}の地位を有するが、

ア 121条1項1号(1)条^{2項}を以て拒絶を主張し、再反論が考えられる。